

不用物件の管理期間の短縮について

国土交通省道路局路政課

1. はじめに

不用物件は、道路の廃止や改良に伴い発生するものであり、道路法において道路管理者が対応すべき事項をきめ細かく定めているところです。

その中でも不用物件の管理期間については、その期間を定めてから50年以上の年月が経て、社会経済情勢も大きく変わり、管理実態等を踏まえ

ると長いのではないかと指摘がなされるようになったことから、道路の管理の効率化を図るため、不用物件の管理期間を短縮する改正を行うこととし、本年4月30日に公布、同日施行しました。ここでは、その改正内容等について紹介します。

2. 制度の概要

不用物件とは、道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があった場合において、当該道路を構成していた不用となった敷地、支壁その他の物件であり、その管理については、従前より当該道路を管理していた者が、1年を超えない範囲において政令で定める期間管理しなければならないこととされています。(道路法第92条第1項)

- 市町村道を構成していた不用物件については、4月
- 橋等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物については、1月まで短縮可能と定められており、上記2つについては旧道路法(大正8年法律第58号)制定時から定められていたところです。

不用物件の事例

～道路の改良工事～



道路区域から除外された部分が不用物件

具体的には、道路法施行令第38条において、

- 国道又は都道府県道を構成していた不用物件については、8月

(参考)

- ・ 旧道路法第62条

道路ノ路線ノ認定ノ変更廃止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ帰シタル道路及其ノ附属物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及処分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定メヲ為スコトヲ得

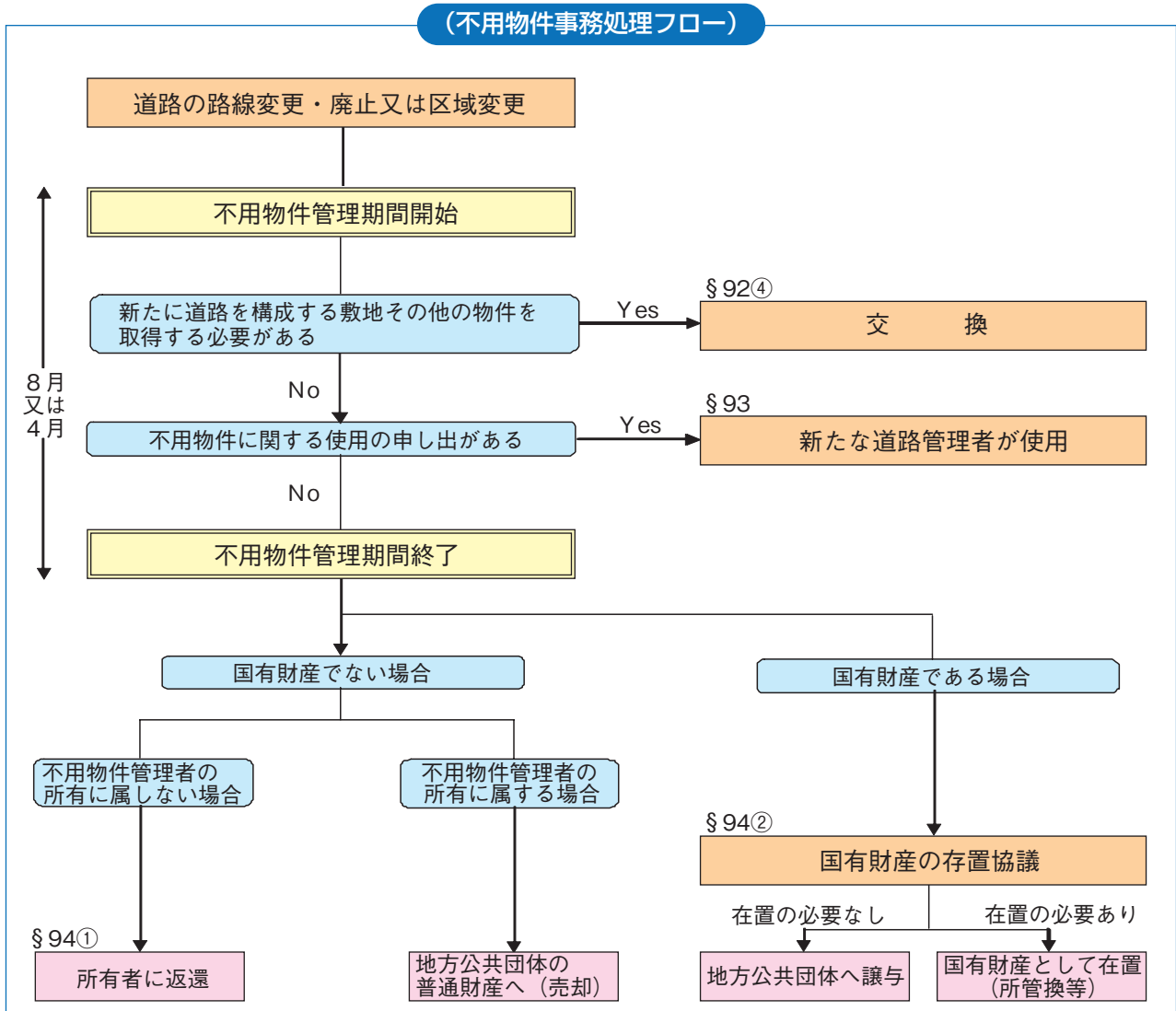
前項ノ変更廃止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附属物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ満了スル迄第6条(私権ノ制限)ノ規定ヲ之ニ準用シ土地収用法中第66条ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ帰セサルモノト看做ス

- ・ 旧道路法第62条ノ規定ニ依ル不用物件ノ管理及処分ニ関スル件(大正8年勅令第474号)

第2条第1項 道路法第62条第2項ノ期間ハ国道、府県道及地方費道ニ関シテハ八月、其ノ他ノ道路ニ関シテハ四月トスル

また、不用物件の処分については、以下のフローのとおり、同一路線の敷地等と交換（§ 92④）、他の種類の道路として使用（§ 93条）、所有者に返還（§ 94①）、存置協議のうえ国有財産として存置又は地方公共団体へ譲与（§ 94②）、地方公

共団体の普通財産として管理（実務では、隣接所有者へ売却されるケースが多い）するなど、引き受け手となる新たな道路管理者等の関係者のニーズに合った方法で実施されています。



3. 不用物件の管理期間に係る規定の趣旨

不用物件について、従前より道路を管理していた者が、一定期間管理することとしているのは、

- 不用物件であっても、再び他の種類の道路として使用することが経済的であり、他の道路管理者との関係を重視し、その者との調整等の期間を確保する必要
- 沿道住民等の一般通行人の通行上の便益も踏まえ、一定期間、道路としての機能存続が必要
- 道路等の公共事業に利用できない不用物件に

ついては、売却その他の処分方法を検討する期間が必要

があるからです。

なお、旧道路法制定時の解説によると、前掲の旧道路法第 62 条第 1 項及び第 2 項については、それぞれ、「本法ノ道路ニシテ認定ノ変更及廃止ニ依リ廢道トナリタル部分ハ再ヒ之ヲ等級ヲ異ニスル他ノ道路ニ認定スル必要アルコトアリ、又其ノ必要ナキモノニアリテモ処分方法ニ付充分ノ調

査ヲ必要トスルコトアルヲ以テ其ノ管理処分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトトシ本條第1項ノ規定ヲ設ク」、「廢道ノ為メ不用ニ帰シタル道路其ノ他附属物ヲ構成スル物件ハ前項ニ述ヘタル

必要ニ依リ必要ノ期間現状ノ儘道路タリシト同一ノ状態ニ之ヲ据置クカ為メ特ニ本條第1項ノ規定ヲ設ケタリ」と説明されています。

4. 不用物件の処理の状況等

従前より道路を管理していた者は、管理期間の満了までの間、他の道路管理者等の関係者と事前打合せ等の協議を実施することにより、円滑に事務を進めているところですが、廢道に伴い不用な敷地を売却する等の場合に処分方針が決まっているにもかかわらず、管理期間を満了するまでは売却等による処分ができないため、処分方針の決定

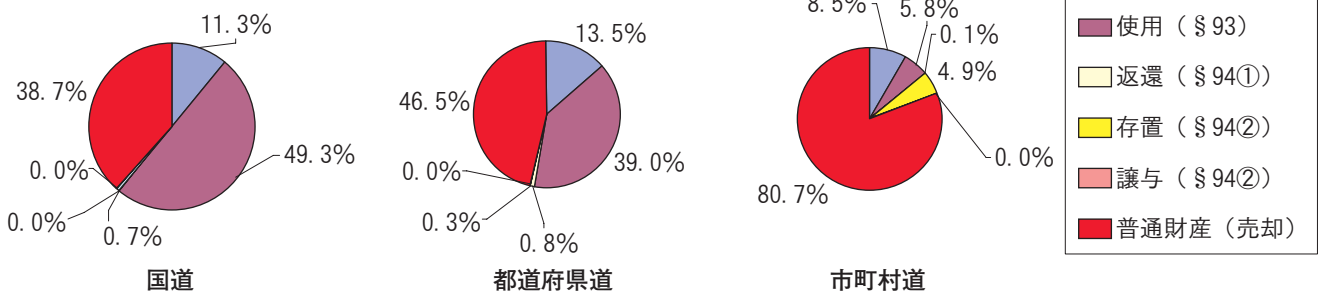
から処分までの間に時間を要する状況が見られたところでは。

そこで、これらの点について、どのくらいの不用物件が発生し、どのような処分を行ったのか等、不用物件の処理の実態を把握するため、地方公共団体等の道路管理者にアンケート調査を実施したところ、以下のような結果となりました。

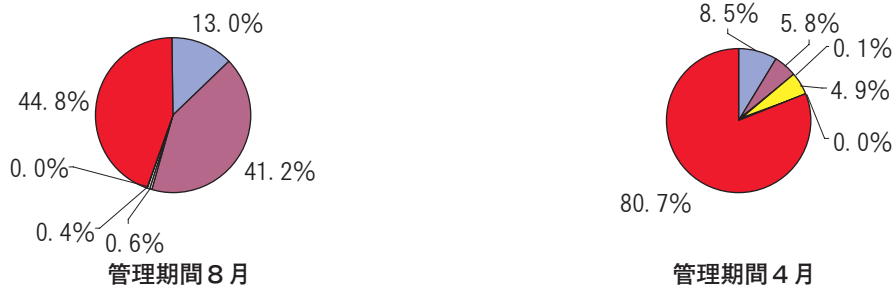
《調査結果 (H9～18)》

項目	種別	国道 (8月)	都道府県道 (8月)	市町村道 (4月)	合計
①同一路線の敷地等と交換		34	151	508	693
②他の道路として使用		149	436	343	928
③所有者へ返還		0	9	6	15
④国有財産として在置		2	3	292	297
⑤地方公共団体へ譲与		0	0	0	0
⑥地方公共団体等の普通財産へ(売却)		117	520	4,796	5,433
合計		302	1,119	5,945	7,366

《道路別》



《管理期間別》



《不用物件の処分例》

- ・ 同一路線の敷地等と交換
市道の改良工事に伴い、不用な敷地が発生し、新たに道路の一部となる敷地と交換。
- ・ 他の道路として使用
新たなバイパスが整備され、県道が廃止される場合、管理期間内に他の道路管理者から申し出があれば、他の道路管理者に引き渡している。
- ・ 所有者へ返還
市道の線形の改良に伴い生じた不用な敷地が、個人所有の土地であることから、所有者に返還。
- ・ 国有財産として存置
国道の線形の改良により不用となった敷地について、管轄財務局と存置協議を行い、そのまま存置。
- ・ 地方公共団体の普通財産
行政財産から普通財産への変更手続きを行い、普通財産として管理。当該敷地の隣接所有者、不動産事業者等の要望があれば、土地の一体利用を図る観点から、売却するケースが多い。

《地方公共団体からの意見例》

- ・ 迅速に事務作業を行うことにより、管理期間の短縮を図ることが可能。
- ・ 都市再開発等による不用物件である場合、交通量の少ない狭小な道路が対象となっていることが多い。事業の区域の状況にもよるが、交換による道路の付け替えを行う場合、管理期間は2月程度で対応が可能。
- ・ 道路の線形改良等により部分的に不用物件が生じた場合、将来的に道路として利用する可能性はほぼなく、土地の形状も不整形であることから単独で利用するのが困難な土地がほとんど。道路法第92条第4項、第93条の適用がなく、当該物件の処分方針が定まれば、当該不用物件の有効利用を最優先に考え、管理期間を短縮するのが望ましい。
- ・ 道路改良に伴う道路区域変更による道路敷地の交換の場合、新道築造と並行して事務を処理するとともに、不用物件となる箇所への安全対策等を実施していることから、現行の管理期間については必ずしも必要ではないと考える。

5. 制度改正の概要

不用物件の管理期間の短縮にあたっては、(4)のアンケート調査結果を参考に不用物件の管理の実態を踏まえつつ、標準的な処理期間を検討し、

- 国道又は都道府県道を構成していた不用物件については、4月
- 市町村道を構成していた不用物件については、2月

に改めることが適切との結論に達し、今般、道路法施行令第38条を改正しました。

なお、高速自動車国道における不用物件の管理

期間については、高速自動車国道法施行令第13条の規定により8月とされていたところですが、高速自動車国道において不用物件が発生した場合であっても、その規模が国道のそれと比べて大きく異なるものではなく、また、その管理権限は本来の道路管理者である国に留保されており、それを処理する場合においても、その実務は国道と変わらないと考えられ、高速自動車国道における不用物件の管理期間についても、国道と同様に4月に改めています。